

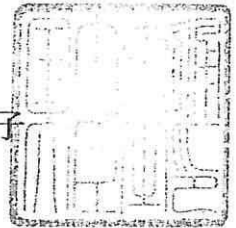


認 定 書

国住指第2233号
平成14年5月17日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第八号及び同法施行令第108条第二号(外壁(非耐力壁):30分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

PC030NE-9109

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

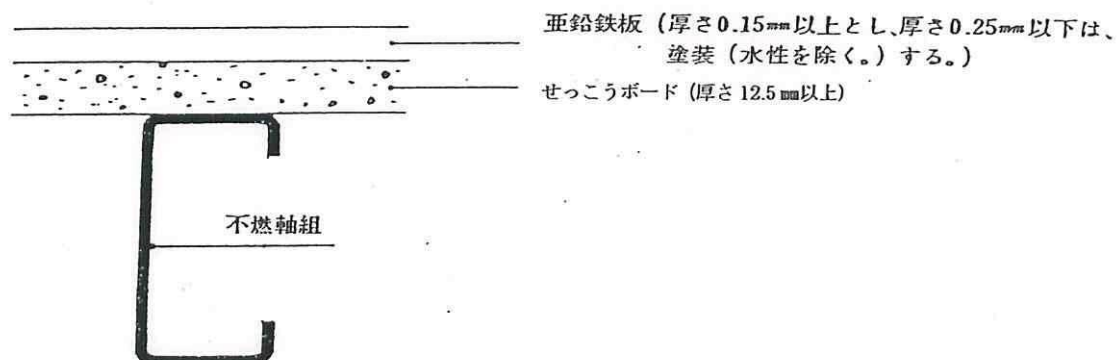
亜鉛鉄板・せっこうボード張/せっこうボード裏張/鉄骨造外壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定番号	PC030NE-9109	認定年月日：平成14年5月17日
品目名	亜鉛鉄板・せっこうボード張 ／せっこうボード裏張／鉄骨造外壁	申請者名： 社団法人 石膏ボード工業会 東京都港区西新橋2-13-10 (吉野石膏虎ノ門ビル) TEL(03)3591-6774

1. 用途 外壁
2. 試験機関名 建設省建築研究所
3. 構造説明図 (単位 mm)



※屋内側の仕様は「6.付帯条件」による

4. 材料等説明

4.1 亜鉛鉄板

JIS G 3302 溶融亜鉛めっき鋼板に規定する厚さ 0.15 mm 以上のもの。

但し、厚さ 0.25 mm 以下のものは塗装（水性を除く）を施す。

4.2 セッコウボード

JIS A 6901 セッコウボード製品に規定する厚さ 12.5 mm 以上のもの。

5. 標準仕様

この構造は亜鉛鉄板とセッコウボードを現場にて組合わせ、不燃軸組に取付けるものである。取付けに当たっては次の事に留意するを原則とする。

(1) 外装材である亜鉛鉄板と下地材の縦・横ジョイントは重なる事のない様にする。

(2) 不燃軸組間隔は 606 (mm) 以下とし、セッコウボードは皿頭タッピンネジ等で仮止めする。

(3) セッコウボードは仮止後、亜鉛鉄板を取付ける。締付は、胴縁当り 1 号品にあつては 2 山、2 号品にあつては 4 山間隔にて、チャンネル（又はフック）ボルトを用いて行う。

6. 付帯条件

屋内側にあつては、厚さ 9.5 mm 以上のセッコウボードを張るか、又は厚さ 75 mm 以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ 4 mm 以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは木材を張るものとする。